

マージン率等に係る情報提供

舟津産業株式会社

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和6年度(令和6年4月～7年3月))

記

- 1 令和7年3月31日付け派遣労働者数 3人
- 2 令和6年度 派遣先事業所数(実数) 3件
- 3 令和6年度 労働者派遣に関する料金の平均額 30,571円
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 4 令和6年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 21,428円
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合
29.9%
- 6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
キャリアコンサルティングの相談窓口 TEL045-349-2288

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
安全衛生教育	採用後1年経過者の希望者	OJT	弊社	無償	有給	4時間
施工管理教育	採用後1年経過者の希望者	OJT	弊社	無償	有給	4時間
機械等の危険性・安全装置・保護具の取り扱い	採用後1年経過者の希望者	OJT	弊社	無償	有給	4時間
5S教育	採用後1年経過者の希望者	OJT	弊社	無償	有給	1時間

- 7 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
労使協定を締結していない
労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 令和8年3月31日)
・協定労働者の範囲(期間を定めないで雇用される派遣労働者)